

沓岐市農業委員会定例会（令和2年1月）

議 事 録

1. 開催日時 令和2年1月24日（金） 午前10時
 2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
 3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 16名
 4. 欠席委員 …番 …委員 …番 …委員
 5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
 6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第 2号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 3号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第 4号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について
 - 議案第 5号 農地の賃借料情報の提供について
 7. 報告事項 農地改良等届出書について
 8. その他
-

開 会 （ 午前 10:00 ）

事務局 皆さん改めましてお早うございます。只今より令和2年1月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番 …委員さん、…番 …委員さんより欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「沓岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いを致したいと思っております。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が5件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、5件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

1番 土地の所在

勝本町仲触 字南 地目 畑 面積 934㎡

同じく 地目 畑 面積 246㎡

計 畑が2筆で1,180㎡

譲渡人、.....

譲受人、.....

経営地は、田が5,034㎡、畑が3,441㎡、計 8,475㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住の為、管理出来ないので譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということです。
権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻、飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有されてあります。農作業暦は本人、26年です。通作距離は、勝本町仲触の農地という事で遠い訳ではありますが、・・・さんの建物も一括して購入される予定でありまして農機具はそこに保管される計画であります。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月20日に・・・委員さんと譲受人の奥さん立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。よろしく申し上げます。今、説明がありました通り1月20日に現地にて立ち会いを行いました。・・・さんの奥さんと・・・さんが姪にあたられるという事で、元々この家を10年位前の持ち主の所有者が入院をされておって、実質できには・・・さんの奥さん達が管理をしていたというような状況ですので、何ら問題はないかと思えます。実際は・・・さんも島外でどうも出来ないという事でこちらの兄弟さんにあたられる・・・さんの奥さんの方に話があって、今後も管理をして行くという事ですので、間違いはないかと思えますので、皆さん、ご審議よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号1番は決定いたします。

続きまして、2番の説明を求めます。

事務局 はい、2番 地目につきましては、現況地目のみを読み上げます。土地の所在

| | | | | | | |
|----------|------|--------|----|---|----|--------|
| 芦辺町国分本村触 | 字三反田 | ・・・・・・ | 地目 | 田 | 面積 | 1,442㎡ |
| 芦辺町国分当田触 | 字山田 | ・・・・・・ | 地目 | 畑 | 面積 | 2,451㎡ |
| 同じく | | ・・・・・・ | 地目 | 田 | 面積 | 1,839㎡ |

田が2筆で3,281㎡、畑が1筆で2,451㎡、計3筆で5,732㎡
譲渡人、・・・・・・
譲受人、・・・・・・

経営地は、田が1,592㎡、畑が3,342㎡、計 4,934㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住の為、耕作出来ないので譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということです。
権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稲・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有してありま

す。農作業暦は本人が40年、妻20年です。通作距離は、遠いもので600m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻・飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月20日に・・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、担当の・・・ですが、事務局の報告のとおりで別に何ら問題は無いと思

いますので、よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんで

しょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1

号2番は決定いたします。

事務局 はい、3番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触字津持・・・・・・地目 田 面積 430㎡

芦辺町箱崎大左右触字淵ノ本・・・・・・地目 田 面積2,018㎡

同じく・・・・・・地目 畑 面積 652㎡

芦辺町箱崎大左右触字平江ノ本・・・・・・地目 田 面積2,207㎡

芦辺町箱崎大左右触字原・・・・・・地目 田 面積 537㎡

田が4筆で5,192㎡、畑が1筆で652㎡、計5筆で5,844㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が6,898㎡、畑が1,436㎡、計の8,334㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住の為、耕作出来ないので甥である譲受人へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・野菜の作付けです。農機具はトラクター、軽トラを所有されてあります。田植え機、コンバインは借りてあります。農作業暦は本人が10年、父40年です。通作距離は

7 km程と遠い訳ですが、農機具は、譲受人の奥さんの在所在が芦辺町でありますので、そこから借りるという事でありました。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。
「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻・飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月20日に・・・委員さんと譲受人の奥さん立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。担当の重田でございます。只今事務局が申し上げました通りで、甥子が頑張って固定資産税を払うと言っておりますので、おおいに頑張れと言っておきました。皆さんご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号3番は決定いたします。

続きまして、4番の説明を求めます。

事務局 はい、4番と5番は譲受人が同一でありますので、一括して説明させていただきます。4番土地の所在

| | | | | | | |
|-----------|-------|------|----|---|----|-----------------------|
| 芦辺町箱崎大左右触 | 字日ケ暮 | ・・・・ | 地目 | 田 | 面積 | 1, 286 m ² |
| 同じく | | ・・・・ | 地目 | 田 | 面積 | 1, 754 m ² |
| 同じく | | ・・・・ | 地目 | 田 | 面積 | 1, 995 m ² |
| 同じく | | ・・・・ | 地目 | 田 | 面積 | 1, 544 m ² |
| 同じく | | ・・・・ | 地目 | 田 | 面積 | 1, 098 m ² |
| 同じく | | ・・・・ | 地目 | 田 | 面積 | 813 m ² |
| 同じく | | ・・・・ | 地目 | 田 | 面積 | 744 m ² |
| 芦辺町箱崎大左右触 | 字笹尾 | ・・・・ | 地目 | 田 | 面積 | 493 m ² |
| 計 | 田が8筆で | | | | | 9, 727 m ² |
| 譲渡人 | ・・・・ | | | | | |
| 譲受人 | ・・・・ | | | | | |

経営地は、畑が5, 089 m²です。
申請理由

譲渡人 高齢の為、耕作出来ないなので、譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということです。
権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に飼料、野菜の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人が42年、妻10年、子5年です。通作距離は、遠いもので170m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして5番、地目につきましては現況地目のみを読み上げます。土地の所在

| | | | | | | |
|----------|-----|-----|----|---|----|--------|
| 芦辺町箱崎中山触 | 字濱椿 | ・・・ | 地目 | 田 | 面積 | 206㎡ |
| 同じく | | ・・・ | 地目 | 田 | 面積 | 1,088㎡ |
| 同じく | | ・・・ | 地目 | 田 | 面積 | 197㎡ |
| 同じく | | ・・・ | 地目 | 田 | 面積 | 465㎡ |

計 田が4筆で1,956㎡であります。圃場は1枚になっております。

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、畑が5,089㎡です。

申請理由

譲渡人 病気の為、耕作出来ないなので、譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということです。
権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に飼料、野菜の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人が42年、妻10年、子5年です。通作距離は、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける計画でありますので、周辺農

地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月21日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、担当の・・・でございます。今、事務局の説明の通りであります。・・・さんは9反から購入されまして、大変だと思えますが家の周りばかりです。見ず知らずの人に買われては困るという事で苦肉の策だと皆さんもご承知の様に車ローンなんかは、1.9%ですけど農地購入資金は1.4%位で借りられるのがあるらしいです。それを活用して支払いを行うという事です。頑張ってくださいと応援しますという事で皆さんご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号の4番と5番は決定いたします。

続きまして、議案第2号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第3号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思えます。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第2号と議案第3号は関連がございますから、一括して説明させていただきます。4頁をお願い致します。

議案第2号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

5頁～7頁の令和2年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度4頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、貸借権設定の5年間の田が1筆で3,135㎡、10年間の田が39筆で42,111㎡、貸借権設定の合計が40筆で45,246㎡、使用貸借権設定の10年間の田が3筆で2,863㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、8頁をお願い致します。議案第3号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。9頁

～11頁の令和2年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度8頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第2号で説明致した通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第2号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事でありまして。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第2号と議案第3号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、議案第4号 「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、12頁をお願いします。議案第4号 「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」

遊休農地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについて、審議のうえ決定の要がある。

1 農業委員会は、利用状況調査の結果をもとに、下記の条件に該当する農地であるか定例会で判断を行う。

農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

2 農業委員会は、1において「農地」に該当しないと判断された場合、総会での議決を経て所有者等に対し「非農地通知書」を県、市、法務局の関係機関に対し「非農地通知一覧表」を送付しその後 農地基本台帳の整理を行いま

す。

13頁～33頁に農地利用最適化推進委員さん方と農業委員さん方に対象地の現況確認をしていただきました結果を掲載致しております。

今回、非農地と判断されたものは516筆で28.7haとなっております。発送先の氏名欄に（調査中）と記載しておりますのは、所有者がお亡くなりになってありますので、相続関係者を調査して発送するようにしております。

尚、様式につきましては、本日お配りを致しております内容になります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 この非農地通知書は、個人宛にはいつ頃発送予定ですか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 努力目標といたしまして、2月中旬位には発送したいと思っております。

議長 それでは、よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】 それではご異議ないようですので、議案第4号は決定いたします。

続きまして議案第5号「農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、34頁をお願いいたします。

議案第5号 「農地の賃借料情報の提供について」農地法第52条の規定により、農業委員会は地域ごとにおける賃借料情報の提供を行う必要があり、平成31年1月から令和元年12月までの農業経営基盤強化促進法による利用権設定並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による中間管理権設定の情報をもとに新たな賃借料情報を作成したため、この議案を提出する。議決後「老岐市農地賃借料情報」として、ホームページ等での公表をいたします。

10a当りの賃借料です。

田、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、平均額が13,500円、最高額が17,000円、最低額が5,000円です。データ数は14件です。その他の地区では平均額が4,900円、最高額が30,000円、最低額が100円です。データ数は607件です。

畑、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、該当データはありませんでした。その他の地区では、平均額が3,400円、最高額が20,000円、最低額が100円です。データ数は223件です。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、この件につきまして何かご意見ございましたら【異議なしの声あり】 それではご異議ないようですので、議案第5号は決定いたします。

続きまして、報告事項 農地改良等届出書について 事務局の報告をお願いします。

事務局

はい、35頁をお願いします。

報告事項、農地改良等届出書について、農地改良等届出書が次のとおり提出されましたので報告いたします。

1番、土地の所在

郷ノ浦町志原西触 字加納 地目 畑 面積 266㎡

申請人

申請理由 農地の形状が悪く、水捌けも悪いため、埋め立てを行う。ということ。

工期は、令和2年1月1日～令和2年2月29日までです。

施工業者は、. 株式会社

位置図、写真は36頁～37頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。

【はいの声あり】

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。